

第Ⅵ章 「国民の森林^{もり}」としての国有林野の管理経営

1. 国有林野の役割

- 国有林野は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割。国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割。

2. 国有林野の管理経営

- 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営のため、国有林野を重点的に発揮させるべき機能により3つの類型に区分。
- 治山事業により、荒廃地の復旧整備や保安林の整備を計画的に実施。東日本大震災では、被災地への人的・物的支援、被災箇所の緊急対策工事に取り組み。
- 「森林共同施業団地」の設定により、民有林と国有林が一体となった路網や森林の整備を推進。

事例 東日本大震災における緊急対策

東北森林管理局は、三^み島^{しま}国有林(宮城県気仙沼^{けせんぬま}市)で、東日本大震災により、治山施設が流出し、高潮等による浸水被害が起こるおそれが生じたため、大型土のうを設置する緊急対策工事を実施。



大型土のうによる
緊急対策工事

事例 森林共同施業団地での取組の推進

島根森林管理署は、平成19(2007)年5月に、島根県、森林農地整備センター等と協定を締結して、森林共同施業団地を設定。生産性向上のため、高性能機械の導入、路網の整備等を実施。



協定対象区域

- 幅広い関係者と協働・連携して森林の整備等を行う「モデルプロジェクト」を実施。「遊々の森^{ゆうゆう}」、「ふれあいの森」、「法人の森林^{もり}」、「木の文化を支える森」を設定して、森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体にフィールドを提供。
- 森林吸収源対策の着実な推進のため、平成22(2010)年度には約11万haの間伐を実施。森林土木工事等において木材利用を推進。

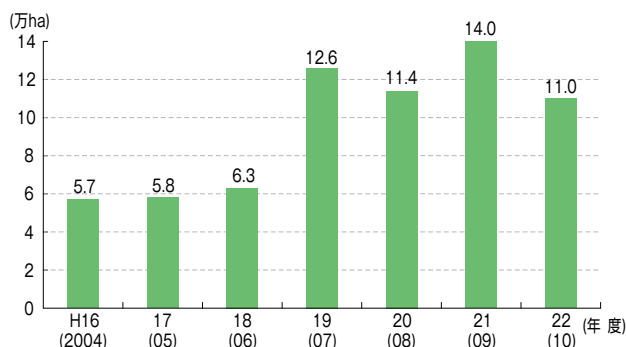
事例 「赤谷^{あかや}の森管理経営計画」の策定

関東森林管理局は、平成23(2011)年3月に、「赤谷^{あかや}プロジェクト」により生物多様性の復元と持続的な地域づくりを実現するため、「赤谷^{あかや}の森管理経営計画」を策定。全国で初めて、関係者との協働により国有林野の管理経営計画を作成。



植生に関する現地検討会

国有林野における間伐面積の推移



注：平成19(2007)年度より森林吸収源対策を実施している。
資料：林野庁ホームページ「間伐の実施状況等」

- 生物多様性保全に向けて、多様で健全な森林の整備・保全を図るとともに、貴重な森林生態系を有する森林を「保護林」、「緑の回廊」に設定。小笠原諸島をはじめとする世界自然遺産において、森林生態系の保全対策を更に強化。
- 国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む木材加工工場等と協定を締結して、国有林材を安定的に供給する「システム販売」を推進。
- 優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民に提供。
- 効率的な作業システムによる搬出間伐の実施、国有林のフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成などにより、我が国全体の森林・林業の再生に貢献。

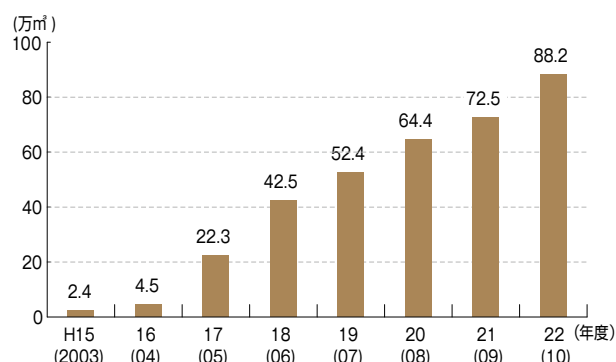
事例 小笠原諸島での森林生態系の修復

関東森林管理局は、小笠原諸島全域を対象として、「外来植物駆除優先度マップ」を作成。成果物の関係機関への提供等により、連携・協力を図りながら、計画的に外来種の駆除を実施。



アカギ駆除の様子

「システム販売」による素材販売量の推移



資料：林野庁業務課調べ

3. 国有林野事業における改革の取組

- 国有林野事業では、公益的機能重視の管理経営を行いつつ、林産物販売量の確保等による収入確保とともに、民間委託による森林整備の効率的な推進等により経費の縮減に努力。平成16(2004)年度以降、新規借入金はゼロ。平成22(2010)年度には10億円の債務を返済。
- 平成23(2011)年12月に、林政審議会は「今後の国有林野の管理経営のあり方について」を答申。また、平成24(2012)年1月に、「特別会計改革の基本方針」が閣議決定。これらを受け、国有林の有する公益的機能を十全に発揮し、森林・林業の再生に貢献するとともに、国有林野事業特別会計を平成24(2012)年度末で廃止し、本事業を一般会計において実施するための法案を平成24(2012)年通常国会に提出。

新たな国有林野の管理経営の姿

例	これまでの国有林野の管理経営	これからの国有林野の管理経営
管理経営計画等	・国有林のための計画	・民有林・国有林を通じた政策課題に寄与する計画
鳥獣被害対策	・自らの経営資産を守る対策	・被害対策を超え地域全体の鳥獣の保護管理を図る対策
森林情報等	・自らの事業の実施のために内部で利用	・民有林・国有林共通図面を作成するなど、積極的に外部へ提供
木材供給	・木材販売は収入確保が目的	・国産材の安定供給、新規需要開拓、急激な価格変動時の供給調整等の目的
事業発注	・自らの経営資産の保全管理のため	・林業事業者の育成や新たな技術の導入・施行のための政策手段
人材の育成	・自らの経営のための人材育成	・フォレスターなど民有林の指導に中心的役割を担える人材を育成

資料：「「今後の国有林野の管理経営のあり方について」概要」（平成23(2011)年12月16日林政審議会答申－参考1）